が願い いらなくなった家電は正しくリユース、リサイクル

環境経済課

新しい家電が次から次に生み出され、便利に なる私たちの生活。その一方で毎日多くの古い 家電が捨てられています。適正に処分されなか った家電は、国内外で深刻な環境汚染や健康被 害を引き起こしています。長年愛用した家電だか らこそ、最後まで責任を持って処分しましょう。

※『笠松町家庭ごみハンドブック』に、家電リサイ クル法対象家電品の処分方法が載っています のでご覧ください。



家庭から出るごみの正しい **処分方法がわかる冊子です。** 役場環境経済課、松枝公民館、 総合会館の窓口で、無料配 布しています。

◆不要品回収業者に渡さない

「無料回収 | をスピーカーなどで宣伝し、家 電を回収する業者の多くは違法(無許可営業) です。回収した家電から価値のある部分だけ を取り出し、残りを不法投棄したり、海外へ売 却したりするなど、適正に処理していません。ま た、トラックに積んだ後に、高額な料金を請求す るなどトラブルも起きています。

◆正しい処分方法を知ろう

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・ 衣類乾燥機は、家電リサイクル法によってリサ イクルすることが義務付けられています。町に よる回収や処理はできませんので、次のいずれ かの方法で処理してください。

- ①購入した小売店または買い替えする小売店で、 家電リサイクル券を購入し、引き取ってもらう。
- ②郵便局の窓口で、家電リサイクル券を購入し、 引き取ってもらう。
- ③比較的新しくて十分使える場合は、リサイク ルショップに買い取ってもらう。(古物商の許 可を受けた信用できる業者にお願いしましょう)

【問合先】環境経済課

ご家庭で生ごみの処理を始めてみませんか? 生ごみ処理機の購入助成金制度

環境経済課

私たちの生活のなかで、必ず発生する生ごみ。 水分が多い生ごみは、焼却時に多くのエネルギ ーを使います。そんな生ごみもちょっとした工夫で 減らすことができます。

町では、ごみ減量化に向けて、生ごみをたい肥 (肥料)に変える生ごみ処理装置の購入費用の 一部を助成する制度がありますので、ぜひご利 用ください。

【対象者】町内在住者 【申請に必要なもの】

- ・品名と世帯主名が記載された領収書
- 印鑑
- ・振込口座がわかるもの

【補助内容】

区分	補助金の限度額	1世帯の 限度基数
生ごみ堆肥化容器	購入金額の70パーセント以内 5,000円	2基
電気式生ごみ処理機	購入金額の3分の2以内 20,000円	1基
非電気式生ごみ処理機	購入金額の3分の2以内 10,000円	1基
ダンボール コンポスト (容器と基材一式)	購入金額の70パーセント以内 1,000円	年間4基

【問合先】環境経済課



いつしょに子育て



笠 松 双

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66 TEL:058-387-9155 http://www.tsumiki.ed.ip

循環社会に奉仕する 有限会社 内

生活系ごみ 事業系ごみ 引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1 TEL 058-388-1006 FAX 058-388-0765